

福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部 の設置について

福岡地方の一部、北九州地方の一部及び筑豊地方の一部に大雨警報（土砂災害）が発表（30日7時32分）され、災害発生のおそれがあるため、30日7時32分に福岡県災害対策本部規程第21条の規定に基づき、下記のとおり福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒地方本部を設置しましたので、お知らせします。

記

○設置した本部

福岡県災害警戒本部	:	本 庁
福岡県災害警戒福岡地方本部	:	福岡農林事務所 八幡農林事務所 飯塚農林事務所

※ 県では、平成29年7月九州北部豪雨に対応するため、「平成29年7月九州北部豪雨災害警戒本部・災害警戒両筑地方本部」を別途設置中。